広島県東部地域における外国人留学生の就労実態

The Employment of Foreign Students in the Eastern Region of Hiroshima Prefecture

(2023年3月31日受理)

板 野 敬 吾

Keigo Itano

Key words:外国人留学生,資格外活動,新型コロナウィルス,パートタイム労働者,有効求人倍率,広島県

抄 録

日本では少子高齢化に伴う労働力人口の減少が課題となっており、多くの外国人労働者が日本に流入することとなった。広島県においても同様に、近年外国人労働者は増加傾向にあった。

一方,新型コロナウィルスが流行するとともに、外国人労働者数は減少することとなった。広島県においても外国人 労働者は減少したが、業種あるいは就労資格別に異なる状況にあった。本稿では広島県東部地域における外国人労働者 の就労状況を、就労資格別に検証した。その上で、外国人留学生に焦点を絞り、新型コロナウィルスの流行前後で雇用 環境がどのように変化したのかを明らかにするよう試みた。

1. は じ め に

現在,日本では少子高齢化と人口の減少が大きな課題となっており、それに伴って生産年齢人口の減少により生じる経済の縮小が懸念されている。広島県も例外ではなく、総人口は減少傾向にある。一方、有効求人倍率については、広島県では、全国平均を超えて比較的高い水準であることが特徴づけられる。

在留外国人に関しては、日本全体でみるとその人口が 増加しており、広島県においても同様に外国人人口は増 加傾向にあった。

本稿においては広島県東部地域における外国人労働者の就労に関し、同地域の労働市場にどのように関与しているのか、その就労実態を把握していく。実態の確認に際しては、特に外国人留学生に焦点を当てる。まず、留学生がどのような産業に就労しているのかを検証する。これを踏まえ、新型コロナウィルス流行の影響により企業の採用意欲が減退していることが顕著となる令和2年

以降とそれ以前のデータを比較し、広島県東部地域における外国人留学生の就労の状況を解明するよう試みる。

2. 広島県における在留外国人の概況

2-1 広島県における在留外国人労働者数の推移

広島県における在留外国人総数は、広島県国際化関係 資料令和2 (2020) 年版によると、広島県在留外国人は 平成24年から一貫して増加していたが、令和2年になり、 新型コロナウィルス流行に伴い減少に転じた。^[1]

一方,在留資格のある外国人のうち,労働者として広島県で働いている外国人の状況は,在留外国人数の変化と同様,平成27年以降外国人労働者数は漸次増加していたが,令和3年10月末現在前年同月比で1,160人(3.1%)の減少となった。[2]

2-2 在留資格別就労状況

本節では、在留資格保有者のうち就労可能な資格につ

いて、その種類別の人数をみていく。

まず,就労可能な在留資格として代表的なものに,「専門的・技術的分野」及び「技能実習」がある。また,これ以外に資格外活動による就労可能な資格として,「留学」及び,「日本人の配偶者等」,「永住者」,「定住者」

等の「身分に基づく在留資格」等がある。

以下に示す「表1. 在留資格別外国人労働者数」は、 令和3年10月現在の広島県における在留資格別の人数の 状況をまとめたものである。

表 1. 在留資格別外国人労働者数

(単位:人)

専門的・ 技術的分野	特定活動	技能実習	資格外活動	(うち留学)	身分に基づく 在留資格	不明	合計
5,099	1,690	15,001	6,035	(5,365)	8,722	0	36,547

(出所:「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和3年10月末現在)厚生労働省)[3]

本表によると、広島県では「専門的・技術的分野」及び「技能実習」以外に、「留学」及び「身分に基づく在留資格」により就労している者がそれぞれ5、365人、8、722人と多くを占めていることがわかる。このうち本稿の対象である留学生の就労者数は、広島県の外国人就労者全体の14.7%に上っているのである。

3. 広島県における外国人雇用の概況

前章では広島県における外国人労働者の在留資格別の 実態をみたが、本章では、さらに在留資格別に地域毎の 就労状況を確認し、合わせて地域別の外国人留学生の就 労状況を調べていくこととする。

3-1 在留資格別就労状況

まず,外国人雇用状況届に基づき,在留資格別の就労 状況を確認していく。

次に示す「表2.地域別事業所数・外国人労働者数」は、令和3年10月末の広島県内の各職業安定所に提出された外国人労働者雇入れの届出を取りまとめたものである。なお、本表は、外国人労働者の多い安芸地域と備後地域に所在する職業安定所を取り上げたものである。

本表によると、「広島」及び「福山」の二か所の職業 安定所が事業所数、労働者数ともに多く、集中している ことが読み取れる。また、「尾道」は市の人口からみて 外国人労働者数が非常に多いことが注目される。なお、 本表及びこれ以降の表においては本稿の対象となる備後 地域の職業安定所を太字で示す。

表 2. 地域別事業所数·外国人労働者数 (単位)

(単位:箇所,人)

職業安定所名	事業所数	外国人労働者数
広島	1,448	7,921
広島西条	498	5,050
呉	462	2,982
尾道	458	3,714
福山	1242	6,163
三原	166	1,188
三次	210	1,100
可部	217	1,338
府中	90	565
広島東	782	4,862
廿日市	223	1,664
合計	5,796	36,547

(出所:広島労働局「外国人雇用状況」の届出状況令和3年10月より作成)

次に,職業安定所別に,在留資格毎に人数をまとめた ものを「表3.地域別・在留資格別外国人労働者数」に 示す。

表 3. 地域別·在留資格別外国人労働者数

(単位:人)

職業安定所名	専門的・技術 的分野	特定活動	技能実習	資格外活動	(うち留学)	身分に基づく 在留資格
広島	1,404	316	2,167	1,478	1,324	2,556
広島西条	922	130	1,308	1,472	1,347	1,218
몆	417	195	1,595	22	3	753
尾道	335	406	1,839	704	662	430
福山	854	282	3,030	971	875	1,026
三原	185	70	627	37	31	269
三次	61	39	717	6	3	277
可部	120	60	813	31	22	314
府中	72	7	353	65	40	68
広島東	606	88	1,800	923	804	1,445
廿日市	123	97	752	326		366
合計	5,099	1,690	15,001	6,035	5,365	8,722

(出所:広島労働局「外国人雇用状況」の届出状況令和3年10月より作成)

2-2節において、外国人労働者は「専門的・技術的分野」、「技能実習」及び「留学」に分類されるものが多いことがわかったが、職業安定所別に分類すると、「留学」及び「技能実習」資格によるものは、安芸地域においては広島職業安定所、広島西条職業安定所及び広島東職業安定所のある広島市が中心であることが判明した。一方、備後地域においては尾道、福山各職業安定所に外国人留学生が集中していることに注目したい。

次に地域毎の就労状況をみてみる。「表4.地域別・ 産業別外国人労働者数」によると、備後地区では尾道、 福山両市に外国人労働者が集中している。特に「製造業」 に従事する外国人が合計5,775人で、県下製造業従事者 全体で35.0%に上る。次に「卸売業・小売業」の従事者 が合計1,021人と多く、県全体の21.7%を占める。この点、 他の職業安定所と比較して特徴づけられるものである。

表 4. 地域別・産業別外国人労働者数(抜粋:漁業を除く)

(単位:人)

職業安定所	建設業	製造業	情報通信業	卸売業・小 売業	宿泊業・飲 食サービス 業	教育・学習 支援業	医療・福祉	サービス業(他 に分類され ないもの)
広島	780	1,620	184	1,456	853	322	253	1,538
広島西条	172	2,298		424	84	1,267	97	351
呉	109	1,614	9	188	14	17	87	88
尾道	159	2,773		429	28	14	64	89
福山	780	3,002	10	592	595	91	256	321
三原	121	866		62	58	5	19	18
三次	68	613		89	11	9	52	24
可部	148	802		131	14	31	80	46
府中	25	323		15	1	8	66	12
広島東	354	1,716	32	1,175	294	107	104	557
廿日市	131	896	3	139	35	12	31	9
合計	2,847	16,523	238	4,700	1,987	1,883	1,109	3,053

(出所:広島労働局「外国人雇用状況」の届出状況令和3年10月から抜粋)

次章以降,広島県東部地域に関して外国人留学生の居住状況を調査し,就労状況と比較検討していくこととする。

- 4. 広島県東部地域における自治体別外国人 留学生居住者数
- 4-1 広島県東部地域における外国人留学生の居住状況 本章では、資格外活動として多数が就労している留学

生が従事している業種について検証する。ここでは、各 業種について留学生の資格外活動の対象となる業種と 「技能実習」の業種がどのように重複しているのかを検 討していくことが、今後の考察のポイントとなる。

まず留学生の居住エリアを確認することとしたい。

対象地域での大学等は、主に尾道市、福山市に多く所 在する。ここで、在留資格別に令和2年6月における広 島県東部地域の各市町村に居住状況を,「表 5. 広島県 東部地域における在留外国人数資格別一覧」に示す。

本表によると、留学生は尾道市、福山市に多く居住していることがわかる。なお、本地域における留学生数は、本地域に所在する大学が受け入れている留学生数より相当数多い。これは、備後地域においては日本語学校を開設している法人が多いことによる。[4]

表 5. 広島県東部地域における在留外国人数資格別一覧

(単位:人)

市区町村	総数	専門的・技 術的分野	技能実習	文化活動	留学	研修	身分に基づ く在留資格
広島県	56, 898	3,808	17,725	36	5,666	6	12,110
三原市	2,148	125	988	-	57	-	1,021
尾道市	3,207	124	1,926	-	106	-	569
福山市	10,335	795	3,922	1	1,676	1	3,407
府中市	608	49	404	-	6	-	130
神石郡神石高原町	112	9	66	-	-		24

(出所:e-Stat 市区町村別 在留資格別 在留外国人より抜粋)

ここで尾道,福山両市の「技能実習」資格の就労者数 と居住者数を比較してみる。

「技能実習」の従事者総数は、「製造業」、「卸売・小売業」 及び「宿泊業・飲食サービス業」の近隣住所の居住者数 より1千人程度大きい数値となっている。このことから、 不足している「技能実習」の人数を留学生により補って いることが考えられる。すなわち、一般的に、留学生は 作業の単純さ等から小売業に多く従事していると考えら れるが、本地域においてはそれとは異なり、「製造業」、「卸売・小売業」にも多く就労しているのである。

5. 広島県東部地域における求職及び求人の 状況

5-1 広島県における求職及び求人状況

広島県東部地域における求職及び求人状況を検証する 前に、まず広島県全体の求職及び求人状況を分析してい きたい。

広島県における平成25年度以降の求職と求人の状況を示したものが、次の「図1.有効求人・求職と有効求人の倍率の推移」である。^[5]

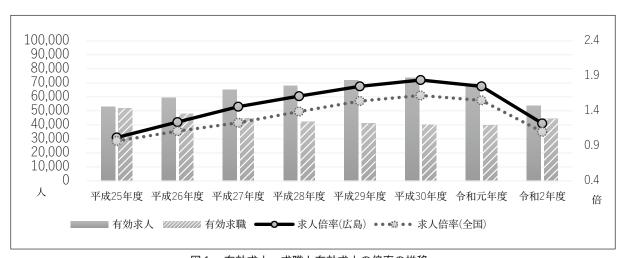


図1.有効求人・求職と有効求人の倍率の推移

(出所:広島労働局 雇用関係統計管内の雇用情勢より作成)

本図によると、平成30年度までは広島県の求人倍率は順調に伸びていたが、令和2年度に急激に低下していることが読み取れる。このことから、求人・求職面において広島県は新型コロナウィルス流行の影響を大きく受けていることがわかる。

5-2 広島県東部地域における求職及び求人状況

ここでは前節で述べた広島県の求人の動きを比較しな がら、本節では広島県東部地域における求人と求職に関 するデータを検証し、留学生の就労実態の推察を試みる。 広島県東部地域における直近の求職と求人の状況を示したものが、下に示す「図2. 広島県東部地域有効求人倍率推移」である。本図によると、令和2年度においては、有効求人数及び求人倍率が広島県全体と同様、前年より東部地域すべての職業安定所において低下しているのがわかる。特に尾道、及び福山両職業安定所ではその下落幅が大きい。すなわち、両市において新型コロナウィルス流行による影響が大きかったということになる。

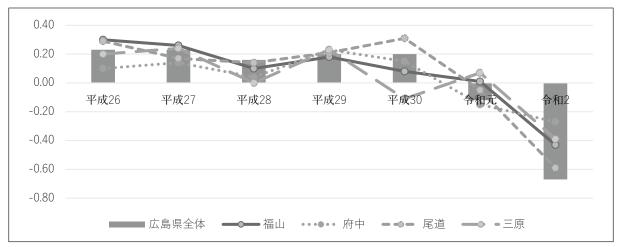


図2. 広島県東部地域有効求人倍率推移

(出所:広島労働局 雇用関係統計管内の雇用情勢より作成)

ここで、「表6. 広島県東部地域における各職業安定所の管轄地区」により、留学生が多く居住するエリアに対応した職業安定所の管轄を対比させてみる。

表 6. 広島県東部地域における各職業安定所の管轄地区

職業安定所名	管轄地区
福山	福山市
府中	府中市, 神石郡
尾道	尾道市, 世羅郡
三原	三原市

(出所:広島労働局「管内公共職業安定所一覧)」より作成)

上表によると、留学生が多く居住する広島県東部地域の職業安定所は、尾道職業安定所及び福山職業安定所である。従って、両職業安定所管内の求人状況が悪化していることは、外国人留学生の就労に何らかの影響があったことが考えられよう。

5-3 広島県における外国人留学生の就労

外国人労働者数の推移を在留資格別に示したものが、次の「表7.資格別外国人労働者数推移」である。これによると、令和元年度以前においてはすべての就労可能な在留資格について、順調に雇用者数が伸びていたが、2年度になると「留学」が減少に転じ、続いて「技能実習」は3年度で大きく減少したのがわかる。

表 7. 資格別外国人労働者数推移

(単位:人)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
専門的・技術的分野	2,806	3,245	3,871	4,423	5,099
特定活動	747	940	1,510	1,491	1,690
技能実習	13,602	15,354	17,154	17,533	15,001
資格外活動	4,534	5,029	6,020	6,036	6,035
うち留学	4,057	4,545	5,422	5,366	5,365
身分に基づく在留資格	6,668	7,283	8,051	8,222	8,722

(出所:広島労働局「外国人雇用状況」の届け出状況令和3年10月末より抜粋)

次に、留学生が多く就労していると考えられる業種について外国人就労者数の変化をみてみたい。下に示す「表8.業種別外国人労働者数推移」は、外国人労働者を在留資格別に分け、それを業種別に就労者数及び対前年度比を表したものである。これにより業種毎の外国人労働

者数の変化が読み取れる。ここで、雇用者数の多い「製造業」が令和2年から急落したことに注目したい。また、急激に伸びていた「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」の増加率が3年には大きく低下したことにも着目したい。これら業種については下表では太字で示した。

表 8. 業種別別外国人労働者数推移

単位:人,%

		29年	平成	30年	令和	元年	令和	12年	令和	3年
	人数	増減率								
建設業	1,549	31.9	1,833	18.3	2,399	30.9	2,863	19.3	2,847	-0.6
製造業	15,052	13.7	16,887	12.2	18,699	10.7	18,477	-1.2	16,523	-10.6
情報通信業	124	-1.6	176	41.9	196	11.4	235	19.9	238	1.3
卸売・小売業	3,241	16.0	3,648	12.6	4,168	14.3	4,701	12.8	4,700	0.0
宿泊業・飲食サービス業	1,202	27.9	1,426	18.6	1,810	26.9	2,058	13.7	1,987	-3.4
教育・学習支援業	1,204	1.5	1,274	58.8	1,330	4.4	1,262	-5.1	1,883	49.2
医療・福祉	349	20.3	414	18.6	574	38.6	762	32.8	1,109	45.5
サービス業(他に分類されないもの)	2,342	14.1	2,527	7.9	3,300	30.6	3,050	-7.6	3,053	0.1

(出所:広島労働局「外国人雇用状況」の届け出状況令和3年10月末より抜粋)

「製造業」及び「卸売・小売業」の二つの産業分類に関しては、3章で検証したとおり、本稿の対象地域では留学生が多く就労している産業である。資格外活動により就労している留学生の就労する業種の求人状況が令和2年度において悪化しており、新型コロナウィルス流行は留学生の生活に重大な影響を及ぼしたことは容易に考えられる。

次に、留学生の就労の実態を検討していきたい。

6. パートタイム労働者と一般労働者の比較

6-1 一般労働者とパートタイム労働者の賃金比較

外国人留学生は主にアルバイトとして働いているため,一般労働者ではなく,パートタイム労働者として分類される。本章では,パートタイム労働者と一般労働者

の賃金を比較することで, 賃金及び労働時間の両面で留 学生の実態について推察していく。

まず,一般労働者とパートタイム労働者の賃金を比較してみる。

「表 9. 事業規模別賃金比較」は、令和 3 年 3 月における広島県の事業規模別賃金をまとめたものである。本表によると、一般労働者とパートタイム労働者の間に金額面で大きな差があることが読み取れる。どの事業規模でも大きな差があり、パートタイム労働者は、一般労働者に比べて賃金面で非常に厳しい現状であることがわかる。

表 9. 事業規模別賃金比較

(単位:円)

			現	金 給	与 額	
事業所規	模	総額	きまって支給 する給与			特別に支払わ れた給与
				所定内給与	所定外給与	
5~29人	一 般	631,741	316,131	296,17	5 19,956	315,610
	パート	95,747	82,666	81,03	7 1,629	13,081
30 人以上	一般	787,291	348,409	315,35	33,059	438,882
	パート	120,045	105,531	101,78	3,750	14,514
5人以上	—般	730,425	336,609	308,34	0 28,269	393,816
	パート	107,834	94,040	91,35	2,684	13,794

(出所:広島県の賃金・労働時間及び雇用の動き令和3年3月)

次に、一般労働者とパートタイム労働者の賃金の面について指数で推移を表したものが、「表10. 賃金指数比較」である。この表は平成27年の平均を100としている。本表によると、令和2年において一般労働者とパートタ

イム労働者の両方とも複数の項目で減少しているが、特 にパートタイム労働者の減少幅は一般労働者より大きい ことがわかる。

表10. 賃金指数比較

(平成 27 年平均=100)

		一般労働	者					パートタイ	ム労働者				
規模	年月	現金給	与総額	きまって 給	支給する 与	所定内	給与	現金給	与総額	きまって 給	支給する 与	所定内	給与
			前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	平成 29 年	101.2	0.6	101.4	1.1	101.4	1.3	100.5	-0.8	100.8	-0.7	100.7	-0.8
	30	100.3	-0.9	99.8	-1.6	99.6	-1.8	100.6	0.1	100.7	-0.1	101.2	0.5
5人以上	令和元年	100.7	0.4	100.3	0.5	100.4	0.8	104.7	4.1	104.9	4.2	105.4	4.2
	2	100.5	-0.2	100.2	-0.1	101.0	0.6	103.9	-0.8	103.2	-1.6	104.1	-1.2
	3	102.4	1.9	101.9	1.7	102.9	1.9	102.8	-1.1	101.7	-1.5	102.3	-1.7
	平成 29 年	102.2	0.9	102.0	1.1	102.2	1.3	101.5	0.2	101.4	0.1	101.1	0.0
	30	100.1	-2.1	99.5	-2.5	99.7	-2.4	105.0	3.4	104.7	3.3	105.2	4.1
30 人以上	令和元年	99.8	-0.3	99.8	0.3	100.9	1.2	113.5	8.1	113.9	8.8	114.2	8.6
	2	99.2	-0.6	99.2	-0.6	101.1	0.2	109.7	-3.3	109.1	-4.2	109.8	-3.9
	3	100.8	1.6	100.8	1.6	102.3	1.2	107.9	-1.6	107.1	-1.8	107.1	-2.5

(出所:広島県公式ホームページ「広島県の賃金・労働時間及び雇用の動き」より抜粋)

6-2 労働時間

本節ではパートタイム労働者と一般労働者の労働時間の比較を行う。

次に示す「表11. 事業規模別労働時間」は、広島県の 事業規模別の労働時間の推移を示したものである。

本表によると、パートタイム労働者は一般労働者に比較して、すべての事業規模で平成2年度においては労働時間の減少幅が大きいことがわかる。このことから、令和2年度においては、労働時間の面においても一般労働者よりもパートタイム労働者の方が、より厳しい状況に置かれたといえる。この背景に、雇用形態の面で、一般労働者に比較して、パートタイム労働者の方は雇用調整

が容易であるということが考えられる。

そもそも、パートタイム労働者と一般労働者を区別するのは労働時間である。すなわち、一般労働者の所定労働時間に満たない労働者をパートタイム労働者と呼ぶ。従って、もともと労働時間が少ないうえにさらに労働時間が短縮されたことにより、賃金総額の著しい低下を招き、その結果、生活面で困窮することになったことは容易に考えられる。

表11. 事業規模別労働時間

平成 27 年平均=100

												\ I I-	
		一般労働者						パートタイ	ム労働者				
規模	年月	総実労働	動時間	所定内党	働時間	所定外党	衝時間	総実労	働時間	所定内党	衝時間	所定外労	働時間
15			前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	平成 29 年	100.4	0.6	100.0	0.6	104.3	1.5	96.4	-2.7	96.7	-2.7	85.9	-3.0
	30	99.5	-0.9	99.2	-0.8	102.3	-1.9	91.6	-5.0	92.2	-4.7	73.3	-14.7
5人以上	令和元年	98.4	-1.1	98.1	-1.1	101.6	-0.7	91.1	-0.5	91.6	-0.7	74.2	1.2
	2	95.7	-2.7	96.4	-1.7	88.0	-13.4	87.9	-3.5	89.0	-2.8	52.9	-28.7
	3	97.0	1.4	97.1	0.7	96.0	9.1	86.3	-1.8	87.3	-1.9	54.6	3.2
	平成 29 年	100.6	0.2	100.8	0.2	99.7	0.5	97.8	-1.8	97.9	-1.9	95.2	0.2
	30	99.2	-1.4	99.5	-1.3	96.1	-3.6	93.7	-4.2	94.5	-3.5	72.6	-23.7
30 人以上	令和元年	98.1	-1.1	98.6	-0.9	93.9	-2.3	95.3	1.7	95.5	1.1	91.9	26.6
	2	94.8	-3.4	96.5	-2.1	79.8	-15.0	90.8	-4.7	91.7	-4.0	65.0	-29.3
	3	96.8	2.1	97.6	1.1	90.4	13.3	90.0	-0.9	90.6	-1.2	71.7	10.3

(出所:広島県の賃金・労働時間及び雇用の動き令和3年3月)

6-3 産業別パートタイム労働者数

本節ではパートタイム労働者の割合が多い業種について検証してみる。下に示す「表12. 産業別パートタイム労働者比率」は、広島県におけるパートタイム労働者の比率を業種別にまとめたものである。

本表によると、「卸売業・小売業」は約4割を、「宿 泊、飲食サービス業」においては8割をパートタイム労 働者が占めており、他の業種よりはるかに高いことが分かる。また、「製造業」に関しても、パートタイム労働者が15%以上就労している。本業種はもともと就労者数が多い業種である。これら3つの業種については3章で述べたとおり、外国人留学生が多く就業している業種なのである。

表12. 産業別パートタイム労働者比率

(単位:%)

(単位:時間)

		労働者数	うちパ-	ートタイム			労働者数	うちパート	タイム
			労働者数	比率				労働者数	比率
		人	人	%			人	人	%
	建設業	54,170	2,463	4.5		建設業	21,441	449	2.1
	製 造 業	212,525	34,643	16.3		製 造 業	166,640	26,066	15.6
	電気・ガス・熱 供給・水道業	6,749				電気・ガス・熱 供給・水道業	5,669	142	2.5
	情報通信業	15,371	687	4.5		情報通信業	10,953	612	5.6
	運輸業,郵便業	76,575	9,655			運輸業,郵便業	53,885	8,142	15.1
5	卸売業、小売業	192,698	73,541	38.2	30	卸売業、小売業	87,221	37,443	42.9
1	金融業,保険業	24,660	2,757	11.2		金融業,保険業	13,266	1,133	8.5
人	不動産業、物品賃貸業	14,204	2,109	14.8	人	不動産業,物品賃貸業	4,003	424	10.6
以	学術研究, 専門・技 術サービス業	27,083	2,551	9.4	以	学術研究, 専門・技術 サービス業	15,386	827	5.4
上	宿泊業,飲食サービ ス業	85,251	70,270	82.4	上	宿泊業 飲食サービス業	24,796	19,462	78.5
	生活関連サービス 業, 娯楽業	23,434	14,934	63.7		生活関連サービス業, 娯楽業	10,923	7,119	65.2
	教育,学習支援業	67,579	23,577	34.9		教育,学習支援業	40,693	9,032	22.2
	医療, 福祉	179,109	53,761	30.0		医療, 福祉	115,010	25,323	22.0
	複合サービス事業	8,638	1,316	15.2		複合サービス事業	4,806	716	14.9
	サービス業 (他に分 類されない)	80,208	23,206	28.9		サービス業 (他に分類されない)	59,782	19,745	33.0

(出所:広島県の賃金・労働時間及び雇用の動き令和3年3月)

これまで広島県東部地域における外国人留学生の就労 状況を検証してきた。尾道市及び福山市の事業所では、 「製造業」、「卸売業・小売業」及び「宿泊業・飲食サー ビス業」に多くの外国人留学生が労働者として就労して いたと考えられる。技能実習資格の就労者だけでは不足 する人数を資格外活動により補完していた留学生である が、新型コロナウィルスの流行により雇用環境が悪化したことで、生活面での影響を大きく受けたと考えることができよう。

7. ま と め

広島県では一般労働者とパートタイム労働者との間に は賃金においても,労働時間においても大きな差がある。 すなわち, パートタイム労働者は, 一般労働者に比べて 収入面では厳しい環境に置かれているのである。外国人 留学生は、原則として週に28時間しか働けないという制 約があるため、パートタイム労働者に分類される。厳格 な就労制限が設けられている留学生は, 新型コロナウィ ルスの流行による雇用調整で労働時間が短縮されること となった。その結果、賃金は低下し、一層厳しい生活環 境に追い込まれたといえよう。なお、令和2年度から3 年度にかけて「技能実習」が急激に減少しているのに対 し,留学生就労者数はほぼ横ばいとなっている。これは, 大学等の卒業までの期間、日本に居住する必要があった からと考えられる。このことはコロナ禍が治まるまでの 当分の間外国人留学生の困窮が続く可能性があるという ことであり、その対応が望まれるところである。

(注 記)

- [1] 広島県国際化関係資料 令和2 (2020) 年版 の 添付資料「新型コロナウィルス感染症禍における 外国人雇用の状況について(現状)」を参照した。
- [2] 「広島労働局「外国人雇用状況」の届出状況令和3年10月末」を参照した。
- [3] 在留資格「特定活動」は、ワーキング・ホリデー、 外交官等に雇用される家事使用人等。在留資格「特 定技能」は、専門的・技術的分野の在留資格に含む。
- [4] 日本語学校は尾道市,福山市及び三原市に計8校あり,多くの留学生を収容している。一方,大学は尾道市,福山市地区に5校ある。一般的に大学の所在する地域に留学生が多く居住するが,備後エリアにおいては大学に籍を置く留学生は少数で,多くの留学生は日本語学校に所属している。
- [5] データは就業地別・季節調整値である。

(参考文献)

- [1] 労働経済白書令和3年度版 https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/roudou/20/20-1.html (2023.2.28閲覧)
- [2] 広島県公式ホームページ統計情報 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/ toukei/ (2023.2.28閲覧)
- [3] 広島県公式ホームページ統計情報 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/ attachment/423647.pdf (2023.2.28閲覧)
- [4] 広島県の賃金・労働時間及び雇用の動き(毎月勤 労統計調査)月報 令和元年度 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/21/ maikingepposaisin.html#reiwa2nennheikin (2023.2.28閲覧)
- [5] 広島県の賃金・労働時間及び雇用の動き(毎月勤 労統計調査)月報令和2年度 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/ attachment/427961.xls (2023.2.28閲覧)
- [6] 広島労働局外国人雇用状況の届出状況 https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyo ku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/gaikokujin/gaikoku.html (2023.2.28閲覧) 令和元年10月

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000592427.pdf (2023.2.28閲覧)令和2年10月

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000798398.pdf (2023.2.28閲覧)

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000538448.pdf (2023.2.28閲覧)
https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000722189.pdf (2023.2.28閲覧)
https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-

roudoukyoku/content/contents/000881516.pdf

[7] 広島労働局PressRelease

(2023, 2, 28閲覧)

[8] ハローワーク管轄地域とその所在地一覧 https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshimaroudoukyoku/hello_work/hello_main.html (2023.2.28閲覧)

- [9] 政府統計の総合窓口e-Stat 市区町村別 在留資格別 在留外国人
 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?
 page=1&query=% E5% A4% 96% E5% 9B% BD%
 E4% BA% BA&layout=dataset&stat_infid=0000320
 30604&metadata=1&data=1 (2023.2.28閲覧)
- [10] 板野敬吾:岡山県における外国人労働者の実態, 中国学園紀要第20号(2021)
- [11] 板野敬吾:沖縄県における外国人留学生とその就 労,中国学園紀要第21号(2022)